

○平成九年郵政省告示第五百七十四号(電気通信番号規則の細目を定めた件)の一部を改正する告示案新旧対照条文  
(傍線部分は改正部分)

新				旧			
別表第一号(第一条関係)				別表第一号(第一条関係)			
番号区画 コード	番号区画	市外 局番	市内 局番	番号区画 コード	番号区画	市外 局番	市内 局番
1～480	(略)	(略)	(略)	1～480	(略)	(略)	(略)
480-2	<b>削除</b>	<b>削除</b>	<b>削除</b>	480-2	<u>山口県山口市(秋徳西、秋徳東、秋徳二島、江崎、小郡大江町、小郡上郷、小郡黄金町、小郡下郷、小郡高砂町、小郡花園町、小郡平砂町、小郡船倉町、小郡前田町、小郡真名、小郡緑町、小郡御幸町、小郡若草町、嘉川、佐山、陶、鑄銭司、名田島及び深溝に限る。)</u> (ただし、山口市(秋徳二島、江崎、嘉川、佐山、陶、鑄銭司、名田島及び深溝に限る。))における市外局番を除く電気通信番号による発信については、番号区画コード481-3の番号区画(山口市(阿東生雲中、阿東生雲西分、阿東生雲東分、阿東嘉年上、阿東嘉年下、阿東篠目、阿東地福上、阿東地福下、阿東蔵目喜、阿東徳佐上、阿東徳佐下及び阿東徳佐中に限る。))を除く。)を含む。)	83	CDE
481～ 481-2	(略)	(略)	(略)	481～ 481-2	(略)	(略)	(略)
481-3	山口県山口市(阿知須、徳地伊賀地、徳地小古祖、徳地上村、徳地岸見、徳地串、徳地鯖河内、徳地島地、徳地野谷、徳地引谷、徳地深谷、徳地藤木、徳地船路、徳地堀、徳地三谷、徳地八坂、徳地山畑 <b>及び</b> 徳地柚木を除く。)	83	CDE	481-3	<u>山口県山口市(秋徳西、秋徳東、秋徳二島、阿知須、江崎、小郡大江町、小郡上郷、小郡黄金町、小郡下郷、小郡高砂町、小郡花園町、小郡平砂町、小郡船倉町、小郡前田町、小郡真名、小郡緑町、小郡御幸町、小郡若草町、嘉川、佐山、陶、鑄銭司、</u> 徳地伊賀地、徳地小古祖、徳地上村、徳地岸見、徳地串、	83	CDE

					<p>徳地鯖河内、徳地島地、徳地野谷、徳地引谷、徳地深谷、徳地藤木、徳地船路、徳地堀、徳地三谷、徳地八坂、徳地山畑、徳地柚木、<u>名田島及び深溝</u>を除く。)</p> <p>(ただし、<u>山口市(秋徳西、秋徳東、秋徳二島、阿知須、阿東生雲中、阿東生雲西分、阿東生雲東分、阿東嘉年上、阿東嘉年下、阿東篠目、阿東地福上、阿東地福下、阿東蔵目喜、阿東徳佐上、阿東徳佐下、阿東徳佐中、江崎、小郡大江町、小郡上郷、小郡黄金町、小郡下郷、小郡高砂町、小郡花園町、小郡平砂町、小郡船倉町、小郡前田町、小郡真名、小郡緑町、小郡御幸町、小郡若草町、嘉川、佐山、陶、鑄銭司、徳地伊賀地、徳地小古祖、徳地上村、徳地岸見、徳地串、徳地鯖河内、徳地島地、徳地野谷、徳地引谷、徳地深谷、徳地藤木、徳地船路、徳地堀、徳地三谷、徳地八坂、徳地山畑、徳地柚木、名田島及び深溝を除く。)</u>における市外局番を除く電気通信番号による発信については、番号区画コード480-2の番号区画(山口市(秋徳二島、江崎、嘉川、佐山、陶、鑄銭司、名田島及び深溝に限る。))に限る。)を含む。)</p>		
482～661	(略)	(略)	(略)	482～661	(略)	(略)	(略)
注 (略)				注 (略)			